

安全保障理事会決議 2272 (2016)

2016年3月11日、安全保障理事会第7643回会合にて採択

安全保障理事会は、

国際連合憲章の目的および原則を想起し並びに国際の平和および安全の維持に対する憲章の下での安保理の主要な責任を念頭に置きつつ、

2005年5月31日 (S/PRST/2005/21)、2015年11月25日 (S/PRST/2015/22) および2015年12月31日 (S/PRST/2015/26) の安保理議長諸声明、並びに安保理決議 2242 (2015) および2015年8月18日の報道声明を想起し、

国際連合平和活動において展開した全ての要員による適切な行動およびその規律が、彼らの効果にとって非常に重要であることを再確認し、

国際連合平和維持要員による性的搾取および虐待が、平和維持の職務権限の実施、並びに国際連合平和維持活動の信用性を徐々に弱めることを強調し、そして性的搾取および虐待のあらゆる形態に関する国際連合ゼロ・トレランス政策に対する安保理の支持を再確認し、

国際連合平和維持要員および軍、文民並びに警察要員を含む国際連合以外の部隊による性的搾取および虐待の重大且つ継続した申立並びに報告されていないものに深刻な懸念を表明し、そしてあらゆるそのような要員による、性的搾取および虐待、中でも犯罪や重大な不正行為の形態は、許されないことを強調し、

自国の要員による性的搾取および虐待の申立を調査する部隊要員提供諸国の、また適法手続を考慮しつつ、性的搾取および虐待の行為について自国の要員の、適当と認められる場合に、起訴を通したものを含んで、責任を問う部隊および警察要員提供諸国の主要な責任を想起し、

数万の国際連合平和維持要員の勇ましい活動に敬意を表しつつ、国際連合は、全体の達成を少し損

なう行動をさせるべきでないことを強調しそして性的搾取および虐待の行為に対し自らの要員を予防し、調査しそして責任を問うための措置を講じてきた部隊および警察要員提供諸国を称賛し、

とりわけより一層の説明責任を促進するため国連予防、報告、執行および救済行動を強化するため、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策を実施しまた強化する事務総長の継続した取組を歓迎し、

性的搾取および虐待に対する国際連合の対応を改善することに関する事務総長特別調整官としてジェーン・ホール・リュートの事務総長による任命を歓迎し、

平和活動に関するハイレベル独立パネルの報告書 (S/2015/446)、「国際連合平和活動の将来：平和活動に関するハイレベル独立パネルの勧告の実施」と表題のついた事務総長報告書 (A/70/357-S/2015/682)、事務総長に対し 2015 年 12 月 17 日に提出された中央アフリカ共和国における性的搾取および虐待の申立に対する国際連合の対応の外部独立レビューの報告書、決議 1325 (2000) の実施に関するグローバルスタディの結果を提出している 2015 年 9 月 17 日の事務総長報告書 (S/2015/716) 並びに性的搾取および虐待の保護と予防のための特別措置に関する事務総長の 2016 年 3 月 4 日の報告書 (A/70/729) に留意し、また性的搾取および虐待の防止と闘うことに関してそこに含まれた勧告に留意し、

1. 派遣部隊の特定の軍事部隊または編成された警察部隊による広範なまたは組織的な性的搾取および虐待の信頼に足る証拠がある場合には、当該部隊を送還するという事務総長の決定を是認し、そして事務総長に対し、この決定を実施するため国際連合平和維持活動に対する彼の指導を緊急に完成させることを含んで、この決定に対する即座のまた続いている効果を与えることを要請する。

2. 事務総長に対し、その要員が性的搾取および虐待の申立の対象となっている特定の部隊要員提供国が、申立を調査するため適切な措置を取らなかった場合および／または特定の部隊または警察要員提供諸国が、実行者の責任を問わなかったかまたは調査および／または取った行動の進展を事務総長に報告しなかった場合、申立が行われた国際連合平和維持活動における部隊または警察要員提供諸国の全ての軍事部隊および／または編成された警察部隊を、適当な場合には、異なる部隊または警察要員提供国からの要員と置き換えることを要請し、そして更に事務総長に対し、置き換えの部隊または警察要員

提供国は、行為と規律の基準を維持してきたことまたその要員による性的搾取および虐待に対する申立または行為の実行が、たとえあったとしたら、適切に対処してきたことを確保することを要請する。

3. 本国送還に関しては上記第2項に適合し、事務総長に対し、その加盟国が、他の現在または将来の国際連合平和維持活動に参加すべきかどうかを認定する時、加盟国が、調査し、責任を問いそしてその調査の進展を事務総長に報告するための適切な措置を取ってきたかどうか評価することを要請する。

4. 事務総長に対し、被害者の安全、防護および機密性に対する然るべき考慮と共に、国際連合平和活動における性的搾取および虐待の調査の前に証拠を集めそして保存すること、関係する国際連合平和活動が、リスク評価を通したものを含んで、性的搾取および虐待の将来の事件を予防するため、苦情受理および取扱に対する過程の利用しやすさ、協調および独立性を強化するためそして機密性を維持することを含んで、トラウマを最小化することを助けつつまた、適切な場合には、直ぐの治療、医療および心理的な支援に対するアクセスを促進しつつ、被害者を支援するため直ぐに措置を講じることを確保することを要請する。

5. 国際連合平和維持要員が、国際連合の軍隊に入って性的な不正行為の経歴がないことを確保するため彼らの全ての詳しい調査を拡大する事務総長の取組を歓迎しそして国際連合人権審査政策に対する安保理の支持をくり返し表明する。

6. 国際連合中央アフリカ多面的統合安定化ミッション (MINUSCA) における国際連合平和維持要員による、並びにその他の国際連合平和維持活動におけるおよび国際連合以外の部隊による、継続しているまた重大な性的搾取および虐待の申立に深い懸念を表明する。

7. 安全保障理事会の権限の下で公認された全ての国際連合以外の部隊に対し、その要員による性的搾取および虐待に対する刑事責任の免除を予防しまた闘うため適切な措置を講じることを促す。

8. 安全保障理事会の権限の下で公認された国際連合以外の部隊を展開している加盟国に対し、性的搾取および虐待の申立を調査し、実行者の責任を問いそしてその部隊による広範なまた組織的な性的搾取および虐待の信頼に足る証拠がある場合には、部隊を送還するため適切な措置を講じることを求め

る。

9. 全ての加盟国に対し、国際連合平和活動の構成員による性的搾取および虐待に対する刑事責任の免除を予防することと闘うことを目的とした具体的な措置を講じることを促す。

10. 国際連合平和活動に対する部隊および警察要員提供諸国の性的搾取および虐待の展開前訓練を強化する加盟国による現行の取組を歓迎し、国際連合とのその了解覚書とその他の取極の条件に従った性的搾取および虐待の強固な展開前訓練を提供する部隊および警察要員提供諸国による更なる取組を促し、これに関連して部隊および警察要員提供諸国に対する加盟国と多数国間協力機関による更なる援助を奨励しそしてこの趣旨で部隊および警察要員提供諸国による遵守証明書を要求するという事務総長の決定を歓迎する。

11. 部隊要員提供諸国に対し、自らの要員による性的搾取および虐待の申立の調査を実施するために必要な措置を講じることまた事務総長の要請に沿って、可能な限り迅速に、当該調査を実施することを促し、更に全ての部隊および警察要員提供諸国に対し、性的搾取および虐待に対して責任を有する者の責任を問うため適切な措置を講じることそして着手した措置について十分にまた速やかに国際連合に報告することを促しそしてこれらの取組を支援するため自らの派遣部隊に国の調査官を展開するという部隊および警察要員提供諸国に対する事務総長の要請を歓迎する。

12. 国内避難民および難民地区における文民、とりわけ女性と子どもが、あらゆる形態の虐待または搾取から守られることの極めて高い重要性を強調し、事務総長に対し、適当な場合には、国際連合平和活動のいかなる構成員によるあらゆる形態の文民の虐待および搾取に対する国際連合平和活動における措置を高めるため措置を講じ続けることを要請しまた事務総長に対し、適当な場合に、国際連合平和活動が、起こりうる虐待の識別を促進しそして被害者の負の烙印を和らげることを確保することを奨励する。

13. 子どもと武力紛争、女性、平和および安全並びに国際連合人権事務官事務所に関連したものを含む、適切な国際連合制度に対し、事務総長に対するその定期報告書に性的搾取および虐待の申立を含め続けることを奨励しそして事務総長に対し、あらゆるそのような申立について関係する加盟国に直ちに通知することまた性的搾取および虐待の申立に関して国際連合内の内部情報共有を改善するため

の措置を講じることを求める。